

は じ め に

令和6年1月、千葉県は、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を施行しました。

本条例は、これまで全国で唯一男女共同参画条例のなかった本県にとって、男女共同参画の新たな土台となるものです。

この条例のもと、県では、男性も女性も誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりに向けて、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しているところです。

男女共同参画社会づくりを進めるためには、市町村、事業者、そして何よりも県民の皆様一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが重要となります。

そこで、こうした施策や取組の一層の推進に役立てることができるよう、県では、5年に1度、県民の男女共同参画に関する意識の変化等について調査を実施しております。

今回の調査では、「男女共同参画の視点に立った防災対策」、「選択的夫婦別姓制度」など、社会情勢等の変化に対応した新たな項目も追加し、調査を実施いたしました。

また、本調査の結果については、県が令和7年度に策定を予定している「第6次千葉県男女共同参画計画」や各種事業に反映させることとしておりますが、男女共同参画に関わる方々の、地域における男女共同参画推進のための資料としても、広く御活用いただけることを願っております。

結びに、この調査に御協力いただきました県民の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

千葉県総合企画部長 富沢 昇